

議案第 57 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

1 改正理由

市の財政状況を考慮し、特別職の給料月額を減額するため。

2 改正内容

(1) 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

- ・市長 548,500円 (減額率 50%)
【減額措置前】 1,097,100円
- ・副市長 830,100円 (減額率 7%)
【減額措置前】 892,600円
- ・教育長 721,600円 (減額率 5%)
【減額措置前】 759,600円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

(2) 令和7年4月19日から令和7年7月31日まで

- ・市長 987,300円 (減額率 10%)
【減額措置前】 1,097,100円
- ・副市長 830,100円 (減額率 7%)
【減額措置前】 892,600円
- ・教育長 721,600円 (減額率 5%)
【減額措置前】 759,600円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

※令和7年4月19日から令和7年7月31日までの減額分については、令和7年12月期期末手当において調整する。

3 施行日

令和7年8月1日から施行する。